八幡浜市高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器購入費用の一部を助成します。

「聴こえ８０３０（はちまるさんまる）運動」をご存じですか？
80歳で30dB（ささやき声程度）の聴力（または補聴器を使用した状態で30dBの聴力）を保つ国民啓発活動です。
聴こえの衰えは30歳過ぎから始まります。
難聴が進行してからでは補聴器がうまく使えないことがあります。
少しでも聞こえにくさを感じたら、耳鼻咽喉科の先生に相談しましょう。
そして、年齢を重ねても良い聴こえで、はつらつとした豊かな毎日をおくりましょう。

（引用：聴こえ8030運動,一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会）

１．利用対象者

以下の①～⑦を**すべて**満たしている方です。

① 八幡浜市に住民票があり、申請年度に満65歳に達している方
② 市税等、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない方
③ 身体障害者手帳（聴覚障害）を交付されていない方
④ その他の法令に基づく補聴器購入の助成を受けていない方
⑤ 両耳の聴力が30dB以上70dB未満または片耳聴力が70dB以上等、**医師**※１から補聴器の使用が必要と認められた方
⑥ 過去に本事業の助成を受けたことがない方（買い替えや予備補聴器の購入は助成対象外）
⑦ 本市の介護予防教室等の参加案内に同意し、可能な限り参加し、介護予防活動に取り組む意思がある方

２．補助内容

補聴器購入費用（上限３０，０００円）
医療機器として認定されている補聴器に限ります
※補助対象外：集音器や助聴器の購入費用、受診費用、修理・保守費用、
電池交換費用、文書料、買い替えや予備補聴器の購入 等

３．提出書類

☐ 補聴器購入費助成事業申請書
☐ 補聴器購入費助成事業**医師意見書**※２
☐ 補聴器販売業者が作成した補聴器の**見積書**※３

４．手続き方法

裏面をご確認ください。

※１　身体障害者手帳の交付申請に必要な「身体障害者診断書・意見書」を作成する権限を持つ医師のことです。
※２、３　本意見書および見積書の有効期限は、作成（診断）日から３か月です。

お問合せ先　八幡浜市保健センター　地域包括支援センター
〒796-0010　八幡浜市松柏乙1101番地
TEL 0894-24-3918　FAX 0894-24-6652

手続きの流れ

注）助成を受けるには、
購入前に申請が必要です。

1　申請の相談をする

事業の説明と、必要な書類をお渡ししますので、保健センター３階にある地域包括支援センターにお越しください。相談受付後、表面「利用対象者」の要件②③を確認させていただきます。確認でき次第ご連絡しますので、連絡を待って耳鼻咽喉科を受診してください。

2　耳鼻咽喉科を受診し、意見書を準備する（必要書類①）

「利用対象者」の要件②③を満たしていることの連絡を受けたら、耳鼻咽喉科を受診してください。受診の際、本事業申請について医師に相談し、八幡浜市高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書をお渡しください。
※耳鼻咽喉科の受診・検査、意見書作成費用は、申請者ご自身の負担となります。
※「八幡浜市高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書」を使用してください。

3　受診後、見積書を作成する（必要書類②）

補聴器販売業者（八幡浜市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録を受けた**補聴器販売業者**※4）に作成を依頼してください。

※4　八幡浜市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録を受けた補聴器販売業者に限ります。
　　販売業者の詳細については相談の際にお問い合わせください。

4　申請する

次の書類を、保健センター内　地域包括支援センターに提出してください。
□八幡浜市高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書（必要書類①）
□補聴器の見積書（医師の意見書に基づき作成されたもの）（必要書類②）

5　審査・決定

審査後、「交付決定通知書」と「交付券」をお送りします。

6　補聴器を購入する

見積書の作成を依頼した補聴器販売業者で購入してください。

7　助成金を受け取る（受け取り方は２通りあります）

①あらかじめ補聴器費用から助成額を差し引いた金額を補聴器販売業者に支払い、補聴器を購入する方法（代理受領）
→「交付券」下段にある「委任状」欄を記入し、販売業者に提出する。補聴器購入費用のうち助成金額を差し引いた自己負担分を支払う。

②補聴器購入費用を全額支払った後、市から直接助成金を受領する方法
→補聴器費用を全額支払った後、「補聴器購入費助成事業請求書」と領収書の原本を地域包括支援センターに提出する。
後日、八幡浜市から指定金融機関に助成金を振り込みます。